

現場代理人及び主任技術者・監理技術者の配置等について

吉野川市が発注する建設工事において、適切な施工を確保することを目的に工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）について次のとおり定めます。

【技術者について】

(別表-1)

1. 工事現場に配置すべき技術者

①主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請、下請、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

②監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。

※主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

2. 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

公共性のある工作物に関する請負代金が3,500万円（建築一式の場合7,000万円）以上の工事に設置される主任技術者等は元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任のものでなければならず、他の工事現場との兼任はできません。ただし、請負金額がこの金額に満たない場合は、主任技術者のみ、職務を適正に遂行できる範囲で他の工事現場の主任技術者とは兼務できます。

※主任技術者等の専任期間

主任技術者等が工事現場に専任で設置すべき期間は原則として、契約日から検査完了日までとなります。

3. 低入札価格調査制度により増員配置する技術者

受注者は、吉野川市低入札価格調査制度を適用する建設工事で低入札価格調査基準価格を下回って契約する工事（以下「低入札工事」という。）においては、吉野川市公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）で規定する現場代理人及び主任技術者等に加え、別の技術者（以下「低入札技術者」という。）を1名増員し、専任で配置しなければなりません。ただし、受注者が共同企業体のときは、増員の必要はありません。

この低入札技術者は、担当する建設工事に関し、一定の施工経験又は一定の資格を有する者でなければいけません。なお、低入札技術者は、技術者の専任を確認するため、工事実績データ（CORINS）に「担当技術者」として登録するとともに、技術者台帳に記載（備

考欄には「低入」と明示)し、発注者に提示するものとします。

※低入札技術者と現場代理人の兼務

低入札技術者と現場代理人とは兼任することができないものとします。

4. 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するために置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、現場代理人、主任技術者等として現場には配置できません。

ただし、特例として、請負金額が3,500万円（建築一式の場合7,000万円）未満の工事は営業所に近接した場合のみ主任技術者との兼務ができます。

また、当面の運用として、次の要件を全て満たす場合、営業所の専任技術者と現場代理人の兼務を認めます。

- (ア) 営業所と工事現場が旧町村内又は営業所と工事現場間の直線距離が概ね10km以内の吉野川市が発注する2つの工事
- (イ) 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- (ウ) 営業所の専任技術者と現場代理人を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- (エ) 当該営業所と工事現場の間で常時連絡を取り得る体制にあること。
- (オ) 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (カ) 主任技術者の専任を要しない（建設業法第26条第3項に該当しない）工事であること。

※現場代理人と兼務する場合は、現場代理人兼務申請書の提出が必要です。

5. 請負業者と主任技術者等の雇用関係

主任技術者等は、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者に限ります。

①直接的かつ恒常的な雇用関係の考え方

直接的な雇用関係とは・・・配置予定技術者とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいう（在籍出向者や派遣社員は含めない）。

恒常的な雇用関係とは・・・一定の期間にわたり勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。なお、専任配置を求めている工事については、開札日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要。

②雇用関係の確認

受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として、次の書類により行います。

- ・健康保険被保険者証（全国健康保険協会健康保険組合発行）
- ・源泉徴収票（建設業者作成）
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（全国健康保険協会健康保険組合発行）
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書（市町村発行）
- ・雇用保険被保険者証（公共職業安定所発行） 等

6. 主任技術者等の工事期間中の途中交代について

吉野川市では、主任技術者等の途中交代について、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから原則として認めていません。ただし、真にやむを得ない事情が発生した場合は、下記①～③のとおり取り扱うこととします。なお、交代する場合であっても下記共通条件を満たすことが必要です。

○技術者の交代が認められる場合の共通条件

- ・交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保されていること。
- ・交代前の1週間は、当該工事現場に重複配置し、工事の継続性・品質が確保されること。（ただし、①ア・イについてやむを得ない場合は例外とする。）

①専任技術者・監理技術者の場合

次のアからエのいずれかに該当する場合に限り、請負者からの協議に対して承諾することにより交代を認めます。

(ア) 死亡

請負者から「当該技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。

(死亡診断書等公的書類の提出は求めない。)

(イ) 病気等

請負者から、「当該技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、請負者に該当者の病状等が確認できる診断書等資料の提示を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行できないと判断される場合に限られる。

(ウ) 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。

(該当者の退職を確認できる書類の提出を求めます。)

(エ) 発注者の責による工期延伸及び現場条件による工期延伸

②主任技術者の場合

真にやむを得ない事情が発生した場合に限り、請負者との協議に対する承認により交代を認めます。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は①専任技術者の場合のとおりとします。

③総合評価落札方式による工事の技術者の場合

総合評価落札方式による工事については、配置予定技術者を予め定め入札参加申請していることから、上記①(ア)・(イ)以外の理由による交代は認めません。やむを得ず、交代する場合は工事成績の減点、悪質な場合は吉野川市建設業指名停止措置要綱別表10の不誠実行為による指名停止を行う場合があります。

※総合評価落札方式において、競争参加資格等確認申請書（以下、「申請書」という。）

における配置予定技術者が1名の場合等、配置可能な別の技術者の記載がないときの取り扱いは、以下のとおりとします。なお、いずれの期間においても配置予定技術者の配置が困難となった場合は、直ちに報告してください。

(1) 申請書の提出期間

配置予定技術者を変更した申請書の再提出を受け付けます。

(2) 申請書提出締切から入札するまでの期間

入札を辞退してください。

(3) 入札書提出後から開札までの期間

- 入札を無効とします。
- (4) 開札から落札決定までの期間
入札を失格とします。
- (5) 落札決定以後
- ① (ア)・(イ) 以外の理由による交代は、原則認めません。やむを得ず、交代する場合は工事成績の減点、悪質な場合は吉野川市建設業指名停止措置要綱別表10の不誠実行為による指名停止を行う場合があります。

【現場代理人について】

(別表－2)

7. 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

吉野川市において、受注者は、約款に基づき、現場代理人を定め工事現場に配置し、発注者に通知する必要があります。

8. 現場代理人の常駐義務

約款第10条第2項では、「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、・・・」とあり、工事現場に常駐することが明記されています。そのため、現場代理人は他の工事現場の現場代理人、主任技術者等、又は営業所の専任技術者・経營業務の管理責任者のいずれとも兼務することができません。（工事現場が一体的で同一場所の場合は、除く。）

ただし、約款第10条第3項により、現場の常駐義務を緩和し、設計金額が一定未満の工事又は災害復旧工事を特定の地域で多数発注する工事において、発注者が現場代理人の兼務が可能と認めた場合のみ、営業所の専任技術者、他の工事現場の現場代理人等を兼務することができます。

また、この兼務要件とは別に次の各号のいずれかに該当し、発注者が認めた場合に限り現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和します。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

※現場代理人を兼務する場合は、現場代理人兼務申請書が必要です。

9. 請負業者と現場代理人の雇用関係

吉野川市では、現場代理人に付与される権限の重要性並びに適正な工事の施工を図るために、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とします。

- (5. 請負業者と主任技術者等の雇用関係と同様の取り扱いとします。)

10. 現場代理人の工事期間中の途中交代について

現場代理人が工期途中で交代することは適正な工事施工の確保の観点から好ましくありませんが、次の条件を満足すれば、請負者との協議に対する承認により交代を認めます。

○交代が認められる場合の条件

- ・交代前の1週間は、当該工事現場に重複配置し、工事の継続性・品質が確保されること。（ただし、上記6. 主任技術者等の工事期間中の途中交代について①(ア)・(イ)などやむを得ない場合は例外とする。）